参考１

北海道障がい者施策推進審議会条例

（趣旨）

第１条　この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第３項の規定に基づき、同条第１項に規定する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第２条　審議会の名称は、北海道障がい者施策推進審議会とする。

（組織）

第３条　審議会は、委員15人以内で組織する。

２　審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員）

第４条　委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障がい者（障害者基本法第２条第１項に規定する障害者をいう。以下同じ。）並びに障がい者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。

２　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

４　専門委員は、学識経験のある者、障がい者並びに障がい者の自立社会参加に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。

５　専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第５条　審議会に会長を置く。

２　会長は、委員が互選する。

３　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会の会議は、会長が招集する。

２　審議会は、委員及び議事に関係のある専門委員の２分の１以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（会長への委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。